

会員の先生および職員の皆さまへ

37% 割引

(団体割引・大口団体契約割引)
一般でご加入されるより
保険料が割安です!

大好評

傷害補償制度

団体傷害総合保険

(正式名称：団体総合生活保険)

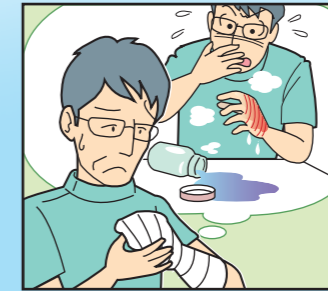
日常の様々なリスクから皆さまをお守りする厚い補償をご用意しました!
会員の先生のご家族も含めてご加入いただくことも可能です!

◆ 例えばこんな場合でも**団体傷害総合保険**なら安心です。



新型
コロナウイルス
感染症対象

新型コロナウイルス(注)に感染して入院した。



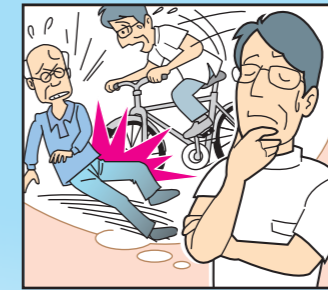
薬品を誤ってこぼして、手に火傷を負った。



地震によりケガをした。



興奮した患者に蹴られて足の骨を折った。



自転車運転中に他人にケガをさせた。

(注)詳細は次ページ団体傷害保険の特長④をご参照ください。



大好評

ホールインワン・アルパイトロス
費用100万円まで補償に注目

緑のパンフレットをご覧ください。

中途加入も
随時受け付けて
おります。

保険期間 2021年12月1日(水)午後4時から
2022年12月1日(木)午後4時までの1年間
申込締切日 2021年11月15日(月)まで

現在ご加入の方につきましては、上記の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の改定後の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。今年度の募集パンフレット等に記載の内容にて更新される方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。新規ご加入の方、変更を希望される方は、「加入依頼書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、取扱代理店へご提出ください。今回更新いただく内容の一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は別紙のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

団体契約者／公益社団法人 神奈川県医師会 集金事務／神奈川県医師会

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

こんなサービスをご利用いただけます。



デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

◆ 受付時間：いずれも土日祝日、年末年始を除く

- ・法律相談 : 10:00~18:00
- ・税務相談 : 14:00~16:00
- ・社会保険に関する相談 : 10:00~18:00
- ・暮らしの情報提供 : 10:00~16:00



0120-285-110

ご注意ください (各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。))のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。))とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動火災保険株式会社が提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様の負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

〈お問い合わせ受付デスク〉

神奈川県医師会 神奈川県医師会

〒231-0037
横浜市中区富士見町3-1 神奈川県総合医療会館4F
TEL 045-241-3273

FAX 045-241-1351

取扱代理店

引受 東京海上日動火災保険株式会社

〈担当窓口〉横浜中央支店 金融公務課
〒220-8565 横浜市西区みなとみらい3-6-4 みなとみらいビジネススクエア6階
TEL 045-224-3519(営業時間：9:00~17:00) FAX 045-224-3520

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

0570-022808 (通話料有料) IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店との間で有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

ご不明な点が
ありましたら

このパンフレットは「団体傷害総合保険」(団体総合生活保険)の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、保険金のお支払い条件、ご加入手続きその他、ご不明な点がございましたら、取扱代理店または東京海上日動火災保険(株)までご照会ください。

団体傷害総合保険の特長



1 24時間、国内、海外、業務上、業務外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。

※職員様につきましては、「就業中のみ(通勤途上も含みます)」の補償となります。

2 ケガによる入院・通院をそれぞれ1日目から補償します。

3 天災(地震・噴火またはこれらによる津波)が原因で生じた傷害事故も補償します。

4 特定感染症(*)を発病した場合、後遺障害保険金・入院保険金・通院保険金をお支払いします。

(*)感染症法における一類感染症、二類感染症または三類感染症に加え、「政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症」についても補償対象とします。(新型コロナウイルス感染症も対象となります。)

2021年10月現在、新型コロナウイルス感染症(*)1は感染症法(*)2第6条第7項第3号に規定されていますので、補償対象となります。

(*)1病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有するものが新たに報告されたものに限り。*)2であるものに限り。*)2感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律をいいます。

5 日常生活上の偶然な事故により他人に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

注目!



4

5

補償内容

基本補償

日本国内外を問わず、「急激かつ偶然な外来の事故」により、ケガをされた場合に保険金をお支払いします。

※職員様につきましては、「就業中のみ(通勤途上も含みます)」の補償となります。



死亡・後遺障害保険金

ケガで死亡されたり後遺障害が生じたときに、保険金をお支払いします。

入院保険金 手術保険金

ケガで入院(*)1や手術(*)2をしたときに、保険金をお支払いします。

通院保険金

ケガで通院したときに、保険金をお支払いします。

※事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。
※1事故について90日を限度とします。

(*)1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。

(*)2 事故の日から180日以内に受けた手術に限り。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

基本補償セット特約

個人賠償責任

先生ご本人、ご家族プランのみ

日本国内外を問わず、日常生活上の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人のものを壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

*1 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。



天災危険補償特約

天災(地震もしくは噴火またはこれらによる津波)が原因で生じた傷害事故に対して、保険金をお支払いします。



特定感染症危険補償特約

特定感染症(新型コロナウイルス感染症、SARS、O-157等)に感染した場合、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金を支払います。(死亡保険金、手術保険金は補償しません。)

※更新契約を除き、保険期間の初日からその日を含めて10日以内の発病は免責となります。また、天災を原因とした特定感染症は補償対象外となります。

注目!



保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

ご加入プラン別の保険料と保険金額について

37%割引

団体割引30%・大口団体契約割引10%
(大口団体契約割引は、基本補償の保険料にのみ適用となります。)

(保険期間:1年間、職種級別:A)

◆先生ご本人、ご家族プラン 先生ご自身、ご家族の皆さま向けの補償プランです。

ご加入タイプ	A1	A2	B1	B2
	個人型	家族型	個人型	家族型
月払保険料	6,600円	22,840円	2,290円	7,670円

保険金額	死亡・後遺障害	3,000万円	1,000万円
	入院保険金日額	15,000円	6,000円
	手術保険金(*)1	入院保険金日額の5倍(外来の場合)、10倍(入院中の場合)	
	通院保険金日額	10,000円	3,000円

個人賠償責任補償(家族型・保険金額 国内:1億円/国外:1億円)付帯/天災危険補償特約(傷害用)付帯/特定感染症危険補償特約付帯)

個人型:ご加入いただいた方のみが保険の対象となり、一人あたりの保険料です。

家族型:ご加入いただいた方のご家族全員(*)2が自動的に保険の対象となります。

(*)2 ご家族の範囲:①ご本人 ②配偶者 ③本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ④本人またはその配偶者の同居の親族
※保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
※個人賠償責任において、ご本人*1が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限り。*)。
*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

- 配偶者:法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚約とは異なります。)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。
 - 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
 - 同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること。
- 親族:6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)
- 未婚:これまでに婚姻歴がないことをいいます。

◆職員向けプラン 職員の皆さまのための福利厚生制度としてご検討ください。

※職員様につきましては、「就業中のみ(通勤途上も含みます)」の補償となります。

※住居と職場を同じくする方、就業中と否との区別が明らかでない職種の方は対象外です。

ご加入タイプ	C1	C2
	個人型	個人型
月払保険料	870円	440円

保険金額	死亡・後遺障害	1,000万円	500万円
	入院保険金日額	6,000円	3,000円
	手術保険金(*)1	入院保険金日額の5倍(外来の場合)、10倍(入院中の場合)	
	通院保険金日額	3,000円	1,500円

就業中のみ危険補償特約/天災危険補償特約(傷害用)付帯/特定感染症危険補償特約付帯

(*)1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

注:保険料は保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別A(医療従事者、事務従事者等、職種級別B以外)の方を対象としたものです。職種級別B(自動車運転者、建設作業員、農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員)の方は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。なお、家族型の場合、保険の対象となる方ご本人が職種級別Bに該当するときは、他の方を保険の対象となる方ご本人とすることにより、保険料が安くなる場合がありますので、詳しくはパンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

保険料は全額損金処理が可能です。

医療法人が、従業員全員を対象に負担した保険料は、福利厚生費として全額損金(個人事業主の場合は必要経費)になります。具体的な処理や方法については、税理士までご確認ください。